**平成２８年（フ）第４０号**
愛媛県西条市新田250番地３ラウレールＡ202号、前住所愛媛県西条市朔日市789番地８寿賀乃ハイツ２―21
債務者　越智　早苗
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２８年（フ）第４５号**
愛媛県新居浜市西町４番７号、住民票上の住所愛媛県新居浜市磯浦町13番155号
債務者　梅岡　　智
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２７年（フ）第１１１号**
福岡県嘉麻市平1275番地
債務者　西田　保惠
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２８年（フ）第３０号**
福岡県大川市大字下木佐木1169番地１ハナミズキＢ201号
債務者　永石　美幸（旧姓八谷）
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２８年（フ）第１０号**
熊本県荒尾市増永2452番地18　養護老人ホーム緑風園
債務者　瀬川　武利
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２８年（フ）第１１６号**
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘１丁目26番地５
債務者　平田　優美
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１２０号**
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目15番３号
債務者　宿口　秀人
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１２５号**
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目34番20号（荒田パークマンション401号）
債務者　武田　幸一
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１３６号**
鹿児島県西之表市桜が丘7779番地４　市住１―９
債務者　西川由美子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第８号**
沖縄県石垣市字真栄里50番地　オアシスきら105
債務者　崎原　舞美（旧姓仲宗根）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
那覇地方裁判所石垣支部

**平成２８年（フ）第１１号**
沖縄県石垣市字新川2212番地　県営住宅新川団地１号棟202号
債務者　石垣新太郎
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
那覇地方裁判所石垣支部

**平成２８年（フ）第８０号**
長野県大町市大町3048番地　一光荘21号
債務者　西村　政美
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２７年（フ）第１０９７号**
京都市北区大北山長谷町５番地36　原谷こぶしの里、前住所京都市東山区正面通大和大路東入茶屋町527番地４　豊国住宅304号
債務者　東文夫こと　**鄭**　　文泳
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第３３７号**
京都市南区唐橋平垣町７番地　塔南荘205
債務者　河**原**畑勝美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第４０６号**
京都市伏見区横大路貴船41番地４、前住所京都市伏見区横大路貴船21番地
債務者　大谷明日香
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第４２４号**
京都市右京区西京極畔勝町63番地　友禅ハイツ408号
債務者　梶本久美子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第４６号**
福岡県飯塚市阿恵359番地９
債務者　水井　皇治
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部